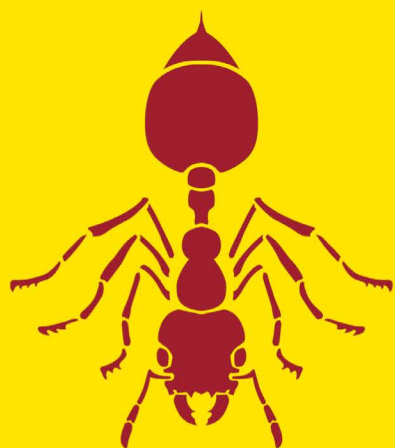




【要緊急対処特定外来生物】

ヒアリ類 対処指針冊子

STOP THE FIRE ANTS



環境省



1. ヒアリ類とは



ヒアリの特徴

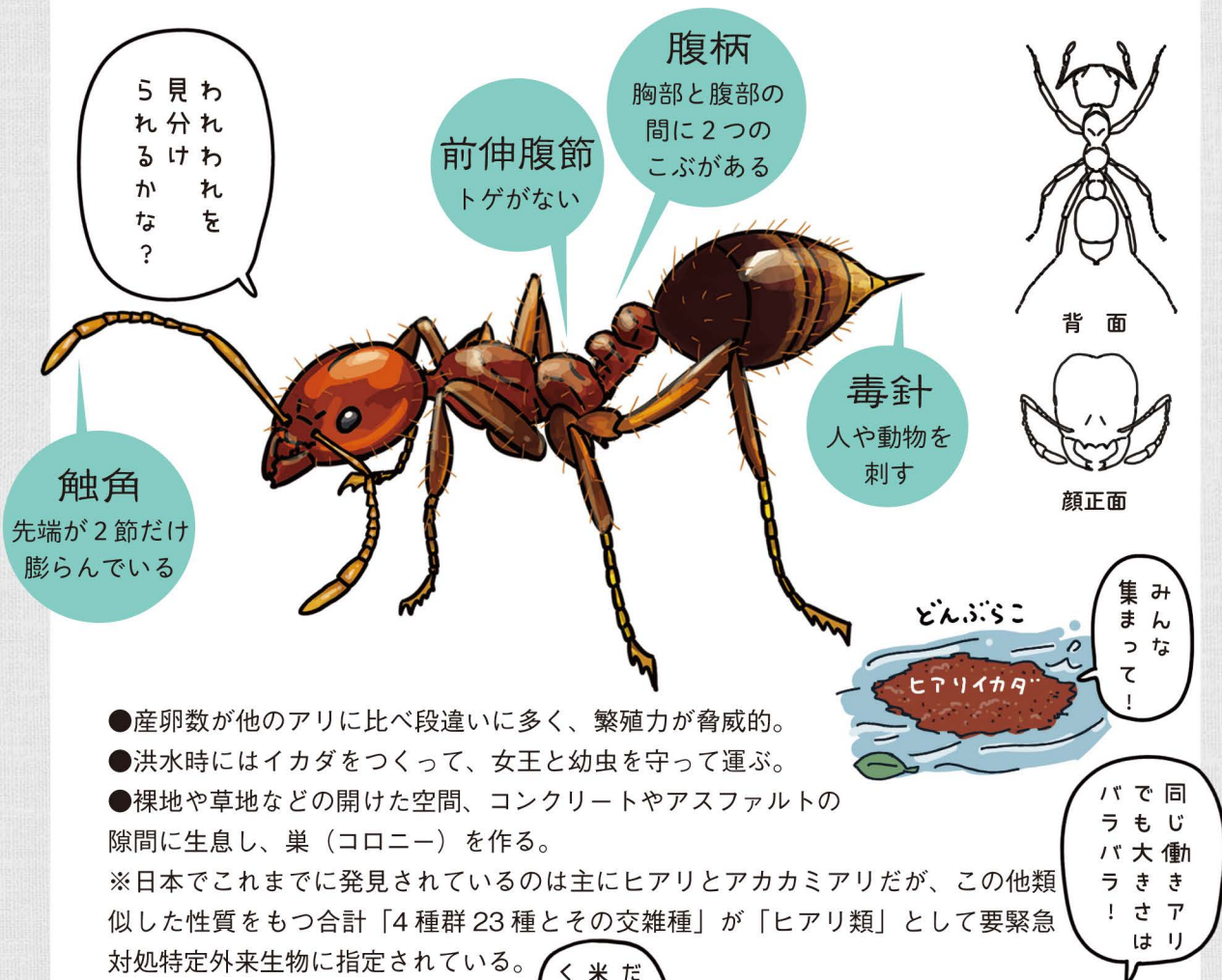
■分類：昆虫綱ハチ目アリ科 / 原産地：南アメリカ

■体長：女王アリ約8～10mm / 働きアリ 2.5～6mm / 様々なサイズの個体が同時に見られる。

●体はツヤツヤで、赤茶色、腹部はやや暗めの色。

●雑食で、節足動物、小型脊椎動物（トカゲ・カエルなど）、樹液、花蜜、種子などを食べる。

●非常に攻撃的で、刺されるとアレルギー反応により命に関わる危険性もある。



●産卵数が他のアリに比べ段違いに多く、繁殖力が脅威的。

●洪水時にはイカダをつくって、女王と幼虫を守って運ぶ。

●裸地や草地などの開けた空間、コンクリートやアスファルトの隙間に生息し、巣（コロニー）を作る。

※日本でこれまでに発見されているのは主にヒアリとアカカミアリだが、この他類似した性質をもつ合計「4 種群 23 種とその交雑種」が「ヒアリ類」として要緊急対処特定外来生物に指定されている。



ヒアリの実際のサイズ



ヒアリ（働きアリ）の個体差



2. ヒアリ類による被害



もし、ヒアリに刺されたら？

ヒアリは、巣を刺激されると集団で襲い掛かり、しかも何度も繰り返して刺す。



毒への反応は人によって異なる

- 刺されると焼けるような激痛が走り、刺された部位がポツポツと赤く腫れ上がり水泡になる。
- パニックにならないよう、20～30分程度は刺された部位をタオルや保冷剤などで冷やし、安静にし、様子を見る（※その間なるべく一人になってはいけない）。



ヒアリの刺傷例

（写真提供：寺山守）

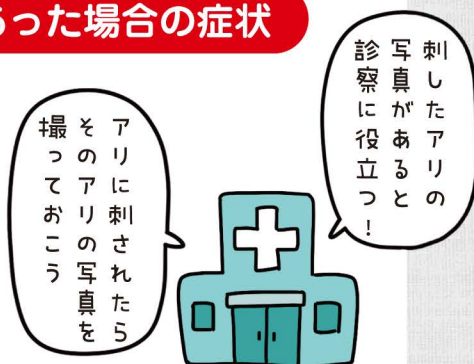
- 翌日には中央に膿が溜まり、痒みが出ることもあるがその後は徐々に改善していく（※上記の症状の一部は、アカカミアリなどでも共通する）。



ヒアリ類に刺されてアレルギー反応があった場合の症状

じんましん

刺された直後から赤みや腫れが起こり、かゆくなる。全身にじんましんが現れることもある。じんましんや、体調不良などの異常を感じた場合はすぐに医療機関を受診する。



アナフィラキシーショック

刺されて20～30分以内に、呼吸困難、血圧低下、意識障害などの症状が現れた場合は、強いアレルギー反応によるアナフィラキシーショックである可能性が高く、処置が遅れると命の危険を伴うので、救急車を呼び、

「アリに刺されたこと」

「アナフィラキシーショックの可能性があること」

を伝え、治療してもらう必要がある。





実は毒よりも恐ろしい！ 経済や暮らしへの被害！！

人やペットへの健康被害

刺されると強い痛みが生じ、体質等によっては強いアレルギー反応（アナフィラキシーショック）をおこすおそれがある。犬や猫などのペットも、刺されると人と同じように重い症状を起こすことがある。



電気施設・インフラ被害

電気設備（配電盤や変圧器、機械の内部）に巣をつくり、信号機や空港の着陸灯を故障させたりする。また、電線をかじってショートさせ停電や火災の原因となることもある。



生態系被害

日本の在来アリの駆逐したり、小動物を捕食して減少させ、生態系のバランスを壊してしまう。海外では希少種にも影響が出ている。



生活やレジャーへの影響

公園や河川敷に定着するとお花見やピクニック、BBQ、花火大会などのレジャーを安心して楽しむことができなくなるおそれがある。ガーデニング、家庭菜園にも支障が出る。アメリカのヒアリが定着した地域の公園では、サンダルがはけない状態になっている。



農業被害・産業への影響

農作物をかじって品質や影響を低下させたり、家畜を襲ったりする。また農作業をする人が頻繁に刺されるため、海外では耕作放棄地や離農者が増えるなどの影響が出ている。輸入された商品などにヒアリが混入すると、物流にも大きな影響が出る。



— 5 —



港湾地域、コンテナヤード、事業者敷地が要注意！

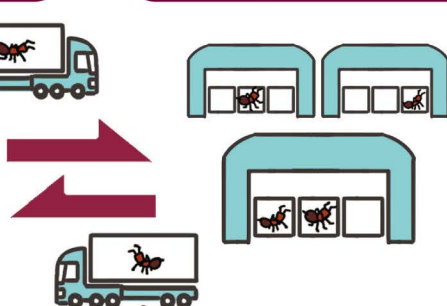
日本でのこれまでの発見例（貨物の場合）

① 国際貨物が到着する港・空港、コンテナの中



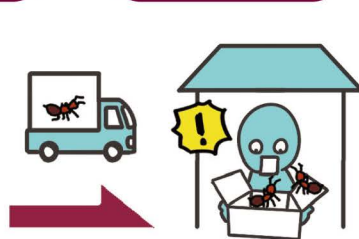
新天地
だー！

② 港から陸上輸送されて倉庫 に運び込まれた荷物の中



空コンテナでも
見つかっているよ

③ その他の例 製品の箱の中



お届け物にまぎれ
こんできました



コンテナ内で発見
赤枠内に多数の個体



木製パレットで発見
周辺にトラップ等を設置



段ボール箱内で発見
箱内を確認

日本で、これまでにヒアリが確認された事例では、輸入されたコンテナ内や貨物の中や、コンテナヤードの地面等でも確認されており、特に港湾部では2019年から3年連続で大規模な集団が確認されている。また、2022年にはコンテナ内から7万匹を超えるこれまでにない規模の集団が確認された事例もあるほか、少ないながらも、個人が購入した商品で確認された事例もある。



日本での発見場所の例（コンテナヤード内や事業者の土地など）

早期発見、早期防除が重要

侵入のごく初期で徹底した対応をしたニュージーランド以外の国では、ヒアリの定着が確認されてから根絶に成功した例はなく、台湾では侵入初期から十数年間で約36億5000万円の防除費用をかけたが、根絶には至っていない。



4. 外来生物法の規制内容について



これまでの規制内容

外来生物法では、ヒアリ類を含む特定外来生物の**輸入、保管、運搬、飼育**等が規制されている。

輸入



保管



運搬



ヒアリ類については、その危険性により 2023 年 4 月 1 日からさらに厳しい規制がかかる要緊急対処特定外来生物に指定された。



2023 年 4 月 1 日より追加された規制内容

●ヒアリ類と疑われるアリがいた場合に、ヒアリ類と確定するまでの間、環境省が事業者に対して**貨物等の移動を制限したり、禁止する命令を出すことができる。**



●ヒアリ類がいる貨物等については移動が禁止されているため、環境省が事業者に対して、ヒアリ類を取り除くための**貨物等の消毒や、取り除けない場合の廃棄の命令を出すことができる。**



●ヒアリ類の侵入経路となる可能性がある物品を取り扱う事業者に対して、新たに対策していただく必要がある事項などをまとめた「ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針」を策定した。

●この後、対処指針の中で事業者に求められる事項について解説する。対処指針の記載事項は、環境省・国土交通省から、報告徴収、助言若しくは指導がなされる場合がある。また、「5. 対象事業者の義務」の記載事項は、**指導等を踏まえた勧告、措置命令がなされる場合がある。**



く 読 ん で ー い

なお、対処指針の詳細については、環境省 HP を確認してください。



詳しい内容は
次のページから！





5. 対象事業者の義務



①全事業者の共通の事項

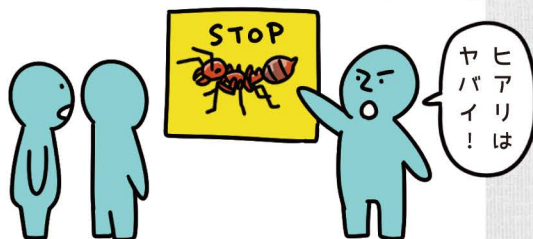
ヒアリ類の担当者の決定

- 事業者内でのヒアリ類への対応を行う担当者を決定。
- ヒアリ類が発見された場合、担当者に連絡が来るようにするとともに、環境省を含む**関係事業者の連絡先等を整理**しておくこと。
- 担当者は定期的に環境省が公表している研修動画を確認し、**疑わしいアリを発見した場合には速やかに通報**をすること。



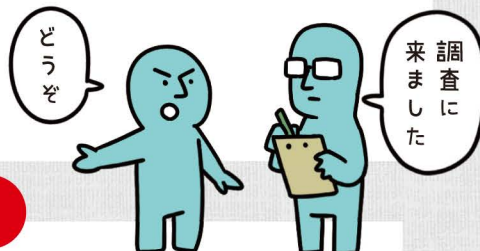
従業員への周知

従業員に、医療機関の受診が推奨される刺された場合の症状などについて、**周知**しておくこと。



自治体・その他への協力

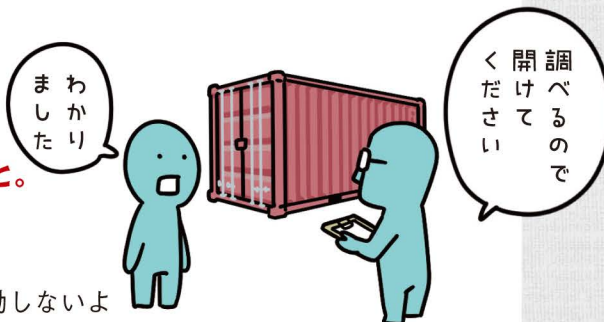
発見したアリがヒアリ類と確定した場合、検査、消毒、その他の拡散防止のための措置や、生息状況調査などが適切に実施されるように、国や自治体、その他の関係事業者と協力すること。



②事業者ごとに決められている事項

ヒアリ類かと思ったら

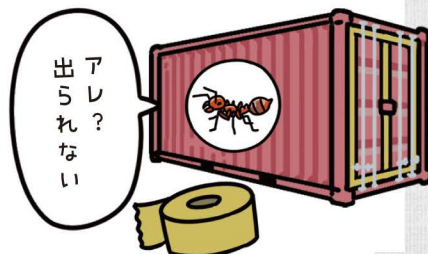
疑わしいアリが確認されたコンテナ等の開封や検査に対し、物品の処分権限を有する者（荷主や発送者等）は**速やかに対応・協力すること**。



ヒアリ類が見つかったら

ヒアリ類と確定後は、該当するコンテナ等は移動しないようにし、コンテナ等から逃げ出さないよう**逸出防止措置（目張り等）**をとるとともに、周辺に逃げ出した個体がないかどうかを**確認すること**。土砂等が付着していた場合は除去して、ヒアリ類がついていないことを**確認すること**。輸送に用いた車両などもヒアリ類がついていないか**確認すること**。

流通全体の管理を行う事業者は対策がきちんと行われるように**調整すること**。



検査や消毒の際に移動する場合

検査や消毒・廃棄のためにやむを得ずコンテナ等を移動させる必要がある場合は、**目張り等を行い、移動前後に周囲に逃げ出していないかを確認**すること。



発見後の拡散防止

ヒアリ類発見地点周辺のゴミや雑草を除去する場合は、防除作業が完了するまでの間は、ヒアリ類がゴミ等に付着して拡散することを防ぐために**ワンプッシュ式エアゾール剤等による殺虫処理**を行うこと。

生息状況調査

環境省等の指導・助言の下、管理地内の発見地点周辺の生息状況調査を行うこと。

●ベイトトラップによる調査（推奨）

やり方：ベイト（誘引餌）を地面に直接設置するか、プラスチック製の容器の中にベイトを置き、地面に設置。一定の間隔（6m程度を推奨）で設置し、40-50分程度後集まったアリを確認する。捕獲の際は、容器のふたを閉めるか、殺虫処理の上で回収。



スナック菓子に集まったヒアリ類



プラスチック製の容器の中にベイトを入れている例

●粘着トラップによる調査

やり方：粘着式のトラップを、一定の間隔（6m程度）で地面に数日間（3-4日を推奨）設置する。設置時間を短くする必要がある場合には、トラップ内に誘引餌を設置する手法も用いられる。



粘着トラップの例



一定間隔に置かれた粘着トラップ

輸送に関わる場合

車両で物品等を輸送する車両の事業者で、ヒアリ類が付着などしたコンテナ等の輸送に関与していた場合は、**輸送時の移動経路**及び**長時間駐車した場所**について環境省に連絡すること。

港、飛行場の管理等に関わる場合

- ・国や地方公共団体が行う定期的な調査に協力すること。
- ・発見されるまでの輸送経路の関係者に情報共有すること。





6. 実施すると効果が望めること



港、空港の管理等に関わる場合

- ヒアリ類が侵入・定着しにくい環境になるように配慮することが推奨される。
- ・ヒアリ類が営巣する可能性のあるコンテナヤード等の施設や土地の掃除や雑草除去。
 - ・舗装面の割れ目やコンクリートと舗装面の間隙などの点検や補修等の実施など。



この
割れ
め
に
住
む
心



コンテナ等の輸送及び開封等に関わる場合

日常の点検や清掃作業等の際に、コンテナや荷物などにヒアリ類が付着していないかを確認することが推奨される。

【疑いアリ発見時の対応として望ましいこと】

- ・移動の前後で逸出していないか確認すること。
- ・拡散・定着しやすい場所には移動しないこと。



チェック箇所

コンテナの開封時には、以下の項目をチェックしてヒアリ類の有無を確認することが望ましい。

◎：重点的にチェックする箇所 ○：開封前にチェックすることが望ましい箇所（コンテナ内でヒアリが発見された場合は確認）



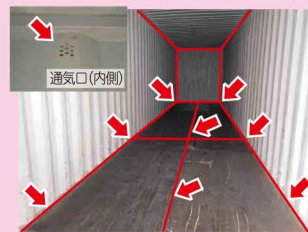
◎扉の周辺

- ・扉の接合部の隙間からアリが出入りしていないか（赤線部）？
- ・傷んだゴムパッキンの隙間からアリが出入りしていないか？



◎積荷周り

- ・積荷の表面、積荷同士の隙間にアリがいないか？
- ・梱包材（ダンボール、木枠等）にアリが付着していないか？



◎床板・内壁・天井・通気口（内）

- ・床上にアリはいないか？→特に傷んだ床板の隙間。四隅や壁際のエッジ部分（矢印部・赤線部）は念入りにチェック。
- ・内壁・天井にアリがいないか？
- ・通気口の穴（矢印部）からアリが出入りしていないか？



○通気口（外）

- ・通気口の穴（矢印部）からアリが出入りしていないか？



○コーナーキャスティング周辺

- ・コーナーキャスティングの周りでアリが歩いていないか？
- ・フック穴（矢印部）の内側にアリが隠れていないか？



○外壁・フレーム

- ・外壁、柱、サイドレール、梁等に沿ってアリが歩いていないか？
- ・フレーム下面やフォークリフトポケットに付着した土砂にアリが混入していないか（矢印部）？

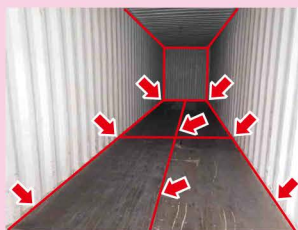
※点検に関しては、長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないように十分注意してください。
※土砂やアスファルト片の下をチェックする際には、スコップ等を使用してください。

（参考画像：「コンテナ開封時におけるヒアリの点検方法について」より抜粋）



空コンテナメンテナンス時のチェック箇所

空コンテナのメンテナンス時には、以下の項目をチェックしてヒアリ類の有無を確認することが望ましい。



床板・内壁・天井

- ・床板にアリがいないか？→特に**傷んだ床板の隙間**、四隅や壁際のエッジ部分**（矢印部・赤線部）**は念入りにチェック。
- ・内壁・天井にアリがいないか？



扉の周辺

- ・扉の接合部の隙間からアリが出入りしていないか**（赤線部）**？
- ・傷んだゴムパッキンの隙間からアリが出入りしていないか？



通気口

- ・通気口の穴からアリが出入りしていないか**（矢印部）**？ 内側と外側の両方をチェック。



外壁・屋根・フレーム

- ・柱・サイドレール、梁等に沿ってアリが歩いているいないか？
- ・フレーム下面やフォークリフトポケットに付着した土砂にアリが混入していないか**（矢印部）**？
- ・外壁や屋根をアリが歩いているいないか？



コーナーカスティング周辺

- ・コーナーカスティングの周りでアリが歩いているいないか？
- ・フック穴の内側**（矢印部）**にアリが隠れているいないか？



補足：コンテナの補修について

- ・ヒアリの侵入を防止するため、パネルの亀裂、床板の腐食等があるコンテナは補修することが望ましい。
- ＊ヒアリは腐食した床板の中に潜んでいることがあります。

※ゲートチェックを行う作業員の方も、作業に差し支えない範囲で上記箇所の確認をお願いします。

（参考画像：「コンテナ開封時におけるヒアリの点検方法について」より抜粋）



7. 実施すると先進的であること



発送、注文等を行う場合

ヒアリ類の忌避剤（わさびシート）の同封や消毒（ワンプッシュ剤噴霧）など、荷物にヒアリ類が侵入しにくい措置を講じる。



全体の流通体制を管理する場合

対処指針の取り組みを積極的に実施している事業者による流通体制を構築する。



情報発信

対処指針に沿った取り組みについて、積極的に公表する。





「ヒアリ類かな？」と思ったら



地方環境事務所に連絡

地方環境事務所等	連絡先	住所
北海道地方環境事務所	011-299-1954	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階
釧路自然環境事務所	0154-32-7500	〒085-8639 北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎4階
東北地方環境事務所	022-722-2876	〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎6F
関東地方環境事務所	048-600-0817	〒330-9720 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階
中部地方環境事務所	052-955-2139	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2
信越自然環境事務所	026-231-6573	〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
近畿地方環境事務所	06-6881-6505	〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎4階
中国四国地方環境事務所	086-223-1561	〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11F
四国事務所	087-811-6227	〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F
九州地方環境事務所	096-322-2413	〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階
沖縄奄美自然環境事務所	098-836-6400	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎1階

※ヒアリ相談ダイヤル（0570-046-110／IP電話の場合 06-7634-7300〈一般電話〉）でも受付けています。

受付時間：AM9:00～PM5:00（12/29～1/3は除く）



見つけた際の注意事項



- ヒアリ類かどうか疑わしい場合は、地方環境事務所等に連絡するとともに、判別用のアリの写真を撮影。
- 合わせて判別用に少数のアリを殺虫してから回収し、保存容器等に入れ、指定先に送付。この時、アリをテープなどに貼り付けないこと。
- コンテナ等の中で少数がいた場合は、不安なら地方環境事務所等に相談の上、殺虫剤等で殺虫。死骸でも素手で触らないように注意。
- それ以外の場合は、まずは地方環境事務所等に連絡し、対応を相談。



スマホとマクロレンズによる撮影方法例

- 多数のアリがいる、巣があるときは、踏んだり、水をかけたりといった刺激は絶対にNG。
- ヒアリ類と確認されるまでむやみに殺虫餌等を置くことは避ける。在来のアリやその他の生物を殺してしまい、かえってヒアリ類が定着しやすくなる恐れがある。

さらに詳しく知りたい方はこちらへ「要緊急対処特定外来生物ヒアリに関する情報」

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html>

発行：環境省 制作：一般財団法人 自然環境研究センター イラスト：ウラケン・ボルボックス

発行元：環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 TEL 03-5521-8344

2023年7月発行

